

○ 農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱（令和3年3月30日付け2農振第2707号農林水産事務次官依命通知）

一部改正新旧対照表

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第5 事業の対象</p> <p>本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号又は第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、<u>同法</u>第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>津波避難に資するソフト対策の取組と一体となって取り組む対策</u>であって、<u>以下のいずれかに該当すること</u>。</p> <p>ア 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること。</p> <p>イ <u>同法</u>に基づく津波災害警戒区域又は津波災害特別警戒区域が指定されていること。</p>	<p>第5 事業の対象</p> <p>本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号又は第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、<u>海岸法</u>第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) <u>以下のいずれかに該当する津波避難に資するソフト対策の取組と一体となって取り組む対策であること</u>。</p> <p>ア 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号。<u>以下「津波防災地域づくり法」という。</u>）に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること。</p> <p>イ <u>津波防災地域づくり法</u>に基づく津波災害警戒区域又は津波災害特別警戒区域が指定されていること <u>又は指定されることが確実であること</u>。</p>

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。

# 農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱

令和3年3月30日付け 2農振第2707号  
最終改正 令和8年4月7日付け 7農振第2971号

各地方農政局長  
国土交通省北海道開発局長  
内閣府沖縄総合事務局長  
北海道知事

】 殿

農林水産事務次官

## 第1 目的

津波対策緊急事業（以下「本事業」という。）は、津波到達までの予想時間が短く重要な背後地を抱え、津波避難に資するソフト対策に取り組む箇所において、海岸堤防等の整備を実施し、津波対策を計画的・集中的に推進することで、早期に背後地の人命・資産の防護を図ることを目的とする。

## 第2 事業の内容

本事業の内容は、堤防、護岸等の海岸保全施設の新設又は改良（防護ラインの見直しと併せて行う既存施設の撤去を含む。）を対象とする。

## 第3 事業主体

本事業の事業主体は、海岸管理者とする。

## 第4 事業計画

### 1 津波対策緊急事業計画の作成

本事業を実施しようとする海岸管理者は、農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」という。）が別に定めるところにより、津波対策緊急事業計画（以下「事業計画」という。）を作成するものとする。

### 2 事業計画の内容

事業計画は、以下に掲げる事項を記載するものとする。なお、おおむね10年以内に成果目標の達成を見込んでいることを踏まえ、適切な工期を設定するものとする。

- (1) 海岸の概要
- (2) 事業の概要
- (3) 津波避難に資するソフト対策の取組状況
- (4) 農地の状況
- (5) 計画の内訳
- (6) 成果目標
- (7) 費用対効果
- (8) その他参考となる事項

### 3 事業計画の同意

- (1) 海岸管理者は、1及び2の規定に基づき作成された事業計画について、地方農政局長等（北海道にあっては国土交通省北海道開発局長を経由して農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長（以下「沖縄総合事務局長」という。）、その他都府県にあっては地方農政局長をいう。）に協議し、その同意を得るものとする。
- (2) 地方農政局長（沖縄県にあっては沖縄総合事務局長。以下同じ。）は、(1)により同意したときは、遅滞なくその旨を農村振興局長に報告するものとする。

### 4 事業計画の変更

3の規定は、事業計画の変更について準用する。

## 第5 事業の対象

本事業の対象は、海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号又は第4号に規定する海岸保全区域内（同条第2項の規定に基づく協議により農林水産大臣が管理することとされた海岸保全施設に係る海岸保全区域を含む。）において実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

ただし、海岸保全施設のうち海水の侵入を防止するための操作を伴う水門・陸閘等を改良する場合にあっては、同法第14条の2に規定する操作規則が策定されており、かつ、その策定後に、閉鎖体制の実効性を確認するための訓練が操作規則で定められた回数（少なくとも年1回）、実施されている施設のみを対象とするものとする。

- (1) 東海地震に係る地震防災対策強化地域、南海トラフ地震防災対策推進地域、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進地域その他大規模地震が想定される地域において、津波到達までの予想時間が短く、甚大な浸水被害のおそれがあり、かつ、一連の防護区域（海水の侵入により浸水するおそれがある区域）に地域中枢機能集積地区（背後に救護、復旧等の危機管理を担う施設（市町村役場、警察署、消防署、病院等）がある地区等）を有すること。
- (2) 1km当たりの防護面積が5ha以上又は防護人口が50人以上の海岸であること。
- (3) 第4に規定する事業計画が策定されていること。
- (4) 事業計画に位置付ける総事業費が4億円以上であること。
- (5) 津波避難に資するソフト対策の取組と一体となって取り組む対策であって、以下のいずれかに該当すること。
  - ア 津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）に基づく津波防災地域づくりを総合的に推進するための計画が策定されていること。
  - イ 同法に基づく津波災害警戒区域又は津波災害特別警戒区域が指定されていること。

## 第6 事業の実施

海岸管理者は、同意を得た事業計画に基づき、計画的かつ効率的に本事業を実施するものとする。なお、実施に当たっては、所期の目的を十分達成するよう、効率的かつ効果的な工法及び対策手法を検討するものとする。

## 第7 国の補助金の交付

国は、本事業の実施に要する経費について、別に定めるところにより予算の範囲内において海岸管理者に対して補助金を交付するものとする。

## 第8 その他

この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、農村振興局長が別に定めるものとする。

附 則

この通知は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この通知は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の農地保全に係る津波対策緊急事業実施要綱に基づき実施している事業については、なお従前の例による。

附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この通知は、令和8年4月7日から施行する。